

矢掛町生涯学習推進基本計画

平成29～33年度



矢 掛 町

矢掛町教育委員会

第1章 生涯学習の目標

1. 生涯学習とは

生涯学習 (Lifelong Learning) とは、人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことをいいます。とくに、わが国においては、「人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」という定義 (昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」より) が広く用いられています。

2. 生涯学習の意義 (『平成18年度版 文部科学白書』より抜粋)

「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。

また、「生涯学習社会」とは、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」(平成4年生涯学習審議会答申) 社会であるとされています。18年12月に可決・成立した改正教育基本法第3条においても、新たに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされており、「生涯学習の理念」として、生涯学習社会の実現に努めることが規定されています。

こうした生涯学習社会の構築が必要な理由としては、これまで次のような点が指摘されてきました。

第一は、社会・経済の変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られていることです。これらの学習需要に的確に対応し、生涯学習の基盤を整備することは、学習者自身の技能・経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会・経済の発展に寄与することが期待されます。

第二は、自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大していることです。これらの学習需要にこたえるための生涯学習の基盤を整備することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加・青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義です。

第三は、生涯学習の基盤を整備し、学歴だけでなく様々な「学習の成果」が適切に評価される社会を築いていくことは、これまで進められてきている教育改革の課題の一つである学歴社会の弊害の是正にもつながるということです。

3. 矢掛町が目指す生涯学習社会

「未来を担う次世代を育み、学びあい、支えあうまち やかげ」

町民が生涯にわたって学ぶことを楽しみ、人と人との交流を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支えあうことができる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健康な青少年育成に努めます。

健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたりスポーツを楽しめるよう活動の機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれた町の歴史・文化を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

読書環境の充実を図るとともに、町民が読書に親しむ機会や環境づくりに努めます。

また、これらの取組の実施にあたってはさまざまな主体と連携し、協働による生涯学習の推進に努めます。

4. 計画の期間

本計画は、平成29年度～平成33年度の5カ年計画とします。

第2章 基本方針と推進方向

1. 基本方針

すべての町民が、お互いを尊重し、支え合いながらともに生活していくことを基本に、自由に学習機会を選択して、意欲的に学ぶことができる環境整備や情報提供の充実に一層努めます。

さらに学びを通じた人づくりや地域づくりなど、魅力ある地域社会の形成に努めます。

2. 推進方向

(1) 地域全体で教育に取り組む体制づくり

近年の社会情勢の大きな変化により、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校・家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、個々の知識や技術、経験等を積極的に社会に還元させることを促進し、町民が主役となった「地域力」の高い自立した地域社会を目指します。

(2) だれもが学ぶことのできる支援の充実

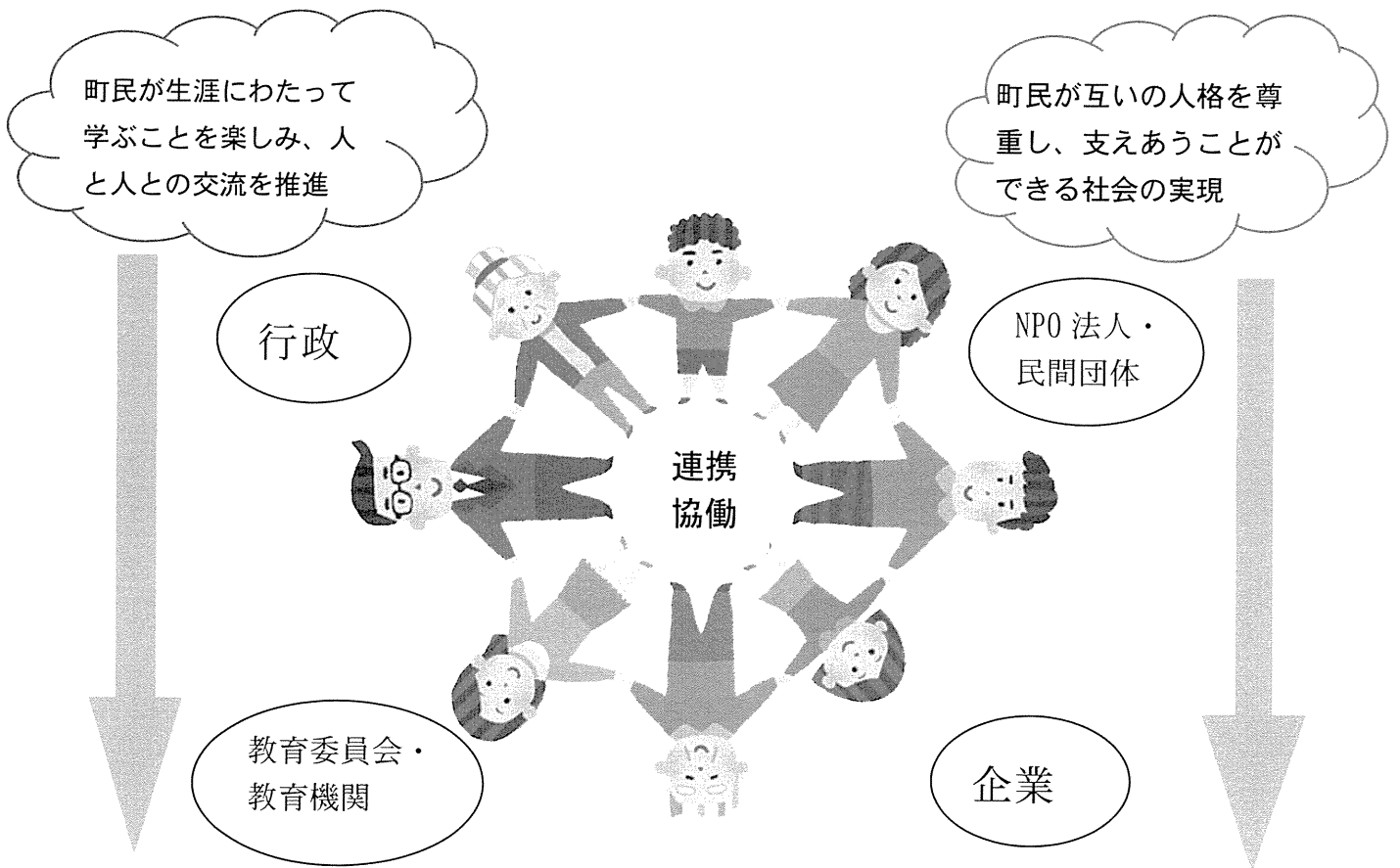
子どもから高齢者まですべての世代があらゆる領域で新たな知識や技術を学ぶことによって、自己の充実を図ることは、一人ひとりの町民がいきいきと心豊かに生活していく土台となるものであり、引き続き支援の充実を図ります。特に、学びへのきっかけづくりや参加しやすい学習環境の整備に努め、学びの楽しさと出会い、学びを通じた人との出会いを促進します。

矢掛町が目指す生涯学習社会

未来を担う次世代を育み、学びあい、支えあうまち やかげ

●地域課題●

・ 家族形態の変容 ・ 人間関係の希薄化 ・ 少子高齢化 ・ 人口減少 ・ 環境問題 など



●取り組み●

町民誰もが自由に学ぶことができる機会の提供に努める。また、学習活動を通じて、地域のつながりを強化し、地域の教育力の向上と活性化を目指す取組を推進する。

健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたりスポーツを楽しめるよう活動の機会の提供と紹介や、施設の適切な運営に努める。

豊かな自然に包まれた町の歴史や文化を学び、郷土の誇りを育む施策を推進し、また芸術や文化に親しむ機会の提供と環境づくりに努める。

人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努める。また、多様なニーズや実情を踏まえた研修やリーダー養成等に努める。

第3章 施策展開

施策1 生涯学習の推進

【現状と課題】

矢掛町では町民が自由に学習機会を選択して、意欲的に学ぶことができる環境整備や情報提供に努めています。さらに学んだ成果を地域に還元することにより、地域の教育力を高めるとともに魅力ある地域社会の形成に努めています。

今後は、町民が自ら課題を見つけ、町民主体の事業を推進していくことや、学びを通じた人づくりや地域づくりなど、つながり合う地域づくりが求められています。

また、家族構成の変化、少子化などにより、家庭の教育力が低下している今日、親同士の情報交換の場をつくり、ともに学び合う機会を提供することも必要とされています。

地区公民館の活動については、それぞれの地域の特色を活かし、地域住民の自主性と主体性を尊重しながら、講座や文化祭などの地域コミュニティ活動を通して地域の絆づくりや地域活性化に大きく貢献してきました。公民館職員の資質向上に努めるとともに、引き続き、地域の学習拠点として、学習効果が高まるよう地域住民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、地域力の向上に資する教室・講座の開催が必要だと考えられます。

【施策の方向】

1 生涯学習の推進体制の整備と充実

幼児期から高齢者まで、各年代に応じて充実した生きがいのある人生を送るために、町民誰もが自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習体制の整備と充実に一層努めます。

2 学校・家庭・地域との連携強化

地域で子どもたちを育てる仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆づくりを強化し、地域の教育力の向上を図ります。

3 家庭教育の充実

子どもを健やかに育てていくために、親や家族はもちろん、社会全体で子どもを育ていく環境を整えていくことが求められており、保護者等が互いに子育てについて学び、親として育ち合う講座を開催することにより、家庭の教育力向上を図ります。

4 青少年教育の充実

子どもたちが、公民館活動等における諸行事に企画段階からの参画を促すことにより、自己有用感や郷土愛を醸成する活動を推進します。

また、豊かな心や生きる力が身につくよう、地域の学習施設を活用した異世代交流や体験活動を通して、社会の様々な人と学ぶ機会を提供していきます。

5 成人・高齢者教育の充実

地域を構成する町民・ボランティア等の団体、学校、行政などが連携・協力し、他の世代とともに地域活動へ参画できる環境づくりを推進し、文化の伝承活動や現代的学習活動などの学習環境の整備に努めます。

6 公民館の充実

コミュニティ団体、地域に根ざした団体の交流や学習の場の確保に努め、時代に即応した活動や地域課題に取り組む活動を推進します。

また、各地区公民館は「地域住民の集い」の拠点施設との観点から今後も施設の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆まちづくり出前講座の実施
- ◆医療介護連携フォーラムの開催、訪問ボランティアの養成
- ◆学校支援地域本部事業の充実
- ◆地域未来塾事業の推進
- ◆土曜日教育支援事業（土曜日学習会・夏休み学習会）の推進
- ◆親育ち応援学習講座や子育て座談会等の開催
- ◆異世代交流や活動意欲を高める体験活動の実施
- ◆ミニお達者教室、老人福祉センター教養趣味講座の開催
- ◆ふれあい会館講座の開催
- ◆公民館職員の研修会等への積極的な参加促進
- ◆計画的な施設・設備の整備

【目標指標】

目標指標	H27 実績値	H33 目標値	関連事業名
生涯学習関連講座 参加者数	8,488人	9,000人	・出前講座・土曜日学習会・夏休み学習会・親育ち応援学習講座・家庭教育学級・寿大学 等
公民館クラブ数	106クラブ	100クラブ	地区公民館事業

施策2 スポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツやレクリエーション活動は、健全な心身の発達、生きがいのある豊かな生活の実現に重要な役割を果たすもので、健康志向や余暇時間の増大に伴い、健康づくり・体力づくり、社会

参加による生きがいづくりなど様々なニーズが高まりを見せています。

こうしたことから、生涯にわたって親しむことのできるスポーツやレクリエーションの普及・推進が求められています。

【施策の方向】

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

矢掛町スポーツ推進委員会や「いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに楽しむことのできる環境づくり」を目指して設立された総合型地域スポーツクラブ等、各スポーツ関係団体との連携を充実させ、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

矢掛本陣マラソン全国大会では、公認コースの取得による競技スポーツとして、また健康・体づくりの大会として、スポーツの振興を図ります。

2 社会体育施設の有効利用

矢掛町総合運動公園や矢掛町B&G海洋センター等の施設を、総合型地域スポーツクラブ、各スポーツ団体等と連携し、有効利用を図ります。

また、指定管理者制度を取り入れながら、施設の有効利用を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆軽スポーツ・ニュースポーツ等のレクリエーション大会等の実施
- ◆総合型地域スポーツクラブの活動の充実に向けた支援
- ◆子どもから大人まで、高齢者や障害者等を含めたより多くの人々が参加することができる大会や教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場の提供

【目標指標】

目標指標	H27 実績値	H33 目標値	関連事業名
ニュースポーツ大会等 参加者	994人	1,100人	レクリエーション大会 カローリング大会 ニュースポーツ大会ほか
本陣マラソン全国大会 参加者	2,229人	2,350人	矢掛本陣マラソン全国大会
B&G海洋センター利 用者数	59,760人	62,000人	

施策3 文化の振興

【現状と課題】

矢掛町では、やかげ文化センター、やかげ郷土美術館、町立図書館などの機能充実に努めてきました。今後は、文化振興に関する情報を収集し、町民の学習ニーズに対応した情報の提供及び芸術・文化団体の育成・支援の必要性があります。

また、町内の文化財の保存と活用については、町民の文化財保護意識と郷土愛を育みながら、先人が守り伝えた歴史遺産と伝統文化の活用を図ってきました。中でも、旧矢掛宿の伝統的な町並みは、町を代表する歴史遺産として後世に継承していく必要があります。心豊かなふるさとづくりを進めるには、町民へ広く文化財の情報を提供しながら、歴史遺産や伝統文化の保護・保存と活用のバランスを考慮しながら推進していくことが課題です。

【施策の方向】

1 芸術・文化の振興

町民の芸術活動や文化活動に対する理解や関心を高め、町民による幅広い自主的な活動と文化施設の活用を促進し、優れた芸術文化を提供する機会を増やすとともに、文化活動を担う人づくりを推進します。

図書館においては、蔵書の充実を図るとともに、地域ボランティアと連携を図り、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。また、図書館司書の学校への派遣により学校図書館活動の支援を行います。美術館では、郷土にゆかりある美術品等の収集・展示を推進し、魅力ある企画展や子どもを対象とした講座を実施するなど、入館者の増加に努めます。

2 文化財の保護及び活用

町内に存在する指定文化財・未指定文化財の研究を行い、適切な保護・保存施策を講じます。また、町民の文化財保護意識の高揚を図るため、より多くの町民が文化財を身近に感じられる機会の提供に努め、文化財を守り、後世に継承していくよう、意識の啓発を積極的に進めます。更に、旧矢掛宿の町並みについては、保存と活用の研究を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆やかげ文化センターにおける良質な催しの提供
- ◆美術館における魅力ある企画展の開催
- ◆郷土の文化財の周知活動及び埋蔵文化財企画展の開催
- ◆重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指した取組
- ◆文化財に関するボランティア組織の設立

【目標指標】

目標指標	H27 実績値	H33 目標値	関連事業名
図書館蔵書冊数	109,944 冊	130,000 冊	
図書館入館者数	79,025 人/年	83,000 人/年	講座・読み聞かせ・広報活動 等
美術館入館者数	23,321 人/年	30,000 人/年	企画展・美術館講座等

施策4 人権の尊重

【現状と課題】

矢掛町では、平成9年に「人権尊重の町宣言」をするなど、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、国・県・関係機関や町民と連携し、総合的に人権施策の推進に努めています。その結果、人権についての理解が進むとともに、人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がっています。しかしながら、社会状況の急速な変化に伴って、子どもや高齢者等への虐待、いじめ、配偶者等からの暴力、インターネット上の人権侵害など、複雑・多様化した人権問題へのさらなる理解と迅速かつ的確な対応が求められています。

今後さらに、性別や年齢、障害の有無、国籍の違いなどにかかわらず、すべての人々の生命や尊厳が守られ、個性と能力が発揮できる共生社会の実現のため、一人ひとりが、日常生活や活動の中で様々な人権問題についての理解と認識を深め、主体的かつ実践的な態度が身に付くよう、教育・啓発を進める必要があります。

【施策の方向】

すべての町民が、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながらともに生活していけるよう、人権啓発活動の充実や人権教育の推進により、町民の人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

また、矢掛町人権教育推進協議会を中心として、基本的方針・方向等を毎年度確認しながら、家庭、学校、地域、職場などで多様なニーズや実情を踏まえた研修やリーダー養成等を行うように努めます。

1 人権意識の高揚

人権が尊重される社会を実現するために、一人ひとりが知識の習得のみにとどまらず、日常生活でいかせる人権感覚を身に付けることができるよう、講座や研修会を通じて人権意識の高揚に努めます。

2 人権教育の推進

「改訂岡山県人権政策推進指針」や「岡山県人権教育推進プラン」等を踏まえ、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を推進します。

また、企業にあっては、地域の企業としての社会的責任を自覚し、男女共同参画社会の実現等人権を尊重した働きやすい職場づくりのために、引き続き研修会の開催等の学習の時間を確保できるように働きかけます。

【具体的な取り組み】

- ◆男女共同参画セミナーの開催
- ◆携帯電話・スマートフォン等インターネットに関する講演会や研修会の開催
- ◆社会を明るくする運動（人権講演会）の実施
- ◆地域住民及び町内企業への研修機会の充実

【目標指標】

目標指標	H27 実績値	H33 目標値	関連事業名
研修会・講演会 参加者数	934人/年	1,200人/年	・人権教育に関する研修講座・地区懇談会・企業研修会・PTA研修

○矢掛町生涯学習推進本部設置要綱

平成7年9月22日

教育委員会告示第9号

改正 平成12年教委告示第6号

平成18年教委告示第7号

平成25年11月6日教育委員会告示第18号

平成27年4月1日教育委員会告示第6号の2

(目的及び設置)

第1条 矢掛町における生涯学習に関する施策を総合的に企画、調整、推進するため、矢掛町生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(事業)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習事業の企画開発に関すること。
- (2) 生涯学習事業の連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習に係る各種調査、研究及び啓発に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部に本部会、生涯学習推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、町長をもって充て、推進本部を総括する。
- 4 副本部長は、副町長及び教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会)

第4条 本部会は、生涯学習推進のための施策の決定及び方針に関する事項について協議する。

- 2 本部会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(推進協議会)

第5条 推進協議会は、関係機関及び団体の連絡調整を図るとともに、生涯学習の推進に関する事項について協議し、必要な事項を本部会に提言する。

- 2 推進協議会の委員は、25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
 - (2) 教育関係者
 - (3) 知識経験者
 - (4) 生涯学習関係団体の代表
 - (5) 企業，民間教育事業所の代表
- 3 委員の任期は2年とし，再任することができる。ただし，欠員を生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
 - 4 推進協議会の会長及び副会長は，委員の互選により選出する。
 - 5 推進協議会は，会長が必要に応じて招集し，会長が議長となる。
 - 6 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代行する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため，事務局を矢掛町教育委員会教育課内に置く。

(平12教委告示6・平18教委告示7・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱に定めない事項及び生涯学習の推進について必要な事項は，本部会において定める。

附 則

この要綱は，公布の日から施行し，平成7年9月1日から適用する。

附 則 (平成12年教委告示第6号)

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則 (平成18年教委告示第7号)

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月6日教育委員会告示第18号)

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教育委員会告示第6号の2)

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(平18教委告示7・全改，平27教委告示6の2・一部改正)

町長・副町長・教育長・総務企画課長・町民課長・保健福祉課長・産業観光課長・建設課長・上下水道課長・教育課長・国民健康保険病院事務長・議会事務局長
--

矢掛町生涯学習推進基本計画

平成29年8月

発行 矢掛町・矢掛町教育委員会

(事務局) 教育課生涯学習係

小田郡矢掛町矢掛 2677-1

TEL 0866-82-2100